

指定介護老人福祉施設

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(千葉県指定 第 1273100162 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを
次の通り説明します。

社会福祉法人 金谷温清会
特別養護老人ホーム 金谷の里

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 金谷温清会
(2) 法人所在地 千葉県富津市金谷1912番地の2
(3) 電話番号 0439-69-8400
(4) 代表者氏名 理事長 平 篤 一 良
(5) 設立年月 平成8年12月17日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護老人福祉施設 平成12年4月1日指定
千葉県1273100162号
(2) 事業所の目的 要介護状態となっても、個々がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように施設サービス計画に基づきサービスを提供する。
(3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 金谷の里
(4) 事業所の所在地 千葉県富津市金谷1912番地の2
(5) 電話番号 0439-69-8400
(6) 施設長(管理者)氏名 脇 坂 和 弘
(7) 当事業所の運営方針 加齢に伴って生じる心身の障害や疾病等により、介護が必要になった利用者等のニーズに応え、残存能力を活用して日常生活における自立心を高め、希望と生きがいと家庭復帰の可能性に向けて援助を行う。
(8) 開設年月 平成10年6月16日
(9) 入所定員 50人
(10) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室(1人部屋)	2 室	※多床室扱いとなります。
2人部屋	16 室	多床室
4人部屋	4 室	多床室
合計	22 室	
食堂	1 室	
機能訓練室	1 室	
浴室	2 室	機械浴・特殊浴槽/一般浴槽
医務室	1 室	共有
静養室	1 室	1 床

※上記は、厚生労働大臣が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

- (11) 利用に当たって別途利用料金をご負担いただく施設・設備

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

3. 職員の配置状況

＜主な職員の配置状況＞

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1 名	1 名
2. 介護職員	常勤換算で 21 名以上	21 名
3. 生活相談員	1 名以上	1 名
4. 看護職員	常勤換算で 3 名以上	3 名
5. 機能訓練指導員	1 名	1 名
6. 介護支援専門員	1 名	1 名
7. 栄養士	1 名	1 名
8. 医師（嘱託）	1 名	必要数

※上記は、厚生労働大臣が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている員数です。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師	第 1・3 月曜日、第 2・4 金曜日
2. 介護職員	早朝：AM 7:00 ～ PM 4:00 日中：AM 8:00 ～ PM 5:00 遅番①：AM 9:00 ～ PM 6:00 遅番②：AM 10:00 ～ PM 7:00 夜勤：PM 4:30 ～ AM 9:30 常勤換算で 21 名以上が勤務しています。
3. 看護職員	勤務時間 日中：AM 8:00 ～ PM 5:00 常勤換算で 3 名以上が勤務しています。
4. 機能訓練指導員	勤務時間 日中：AM 8:00 ～ PM 5:00

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供しています。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 事業所が提供する基準介護サービス

＜サービス概要＞

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂で食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食事時間 朝食 7:30～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食: 17:30～19:00

③入浴

原則として入浴又は清拭を週 2 回行い、状態に合わせ機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

< サービス利用料金（1 日あたり） > （契約書第 6 条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事・居室に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

①基本利用料

当事業所における要介護別のサービス利用料は以下のとおりです。

介護報酬は、介護保険法令に定める地域区分ごとの 1 単位の単価が異なります。

当事業所の地域区分と地域単価は、7 級地 10.14 円です。

そのため、利用料は単位数に 10.14 円を乗じた金額となります。

※お支払いいただく金額は介護保険負担割合証でご確認ください。

・契約書 20 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1 日あたり）※下記介護報酬参照

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。

その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位	589	659	732	802	871
金額	5,972 円	6,682 円	7,422 円	8,132 円	8,832 円

②食費・居住費

※令和 6 年介護報酬改定に伴い令和 6 年 8 月～居住費が変わります。

所得の状況		負担 段階	食費	居住費	
				R6.7 月迄	R6.8 月～
生活保護受給者		1	300 円	0 円	0 円
世帯 全員 が 市民 税非 課税	高齢福祉年金受給者	1			
	前年の合計所得金額+年金収入額 80 万円以下	2	390 円	370 円	430 円
	前年の合計所得金額+年金収入額 80 万円超 120 万円以下	3-①	650 円	370 円	430 円
	前年の合計所得金額+年金収入額 120 万円超	3-②	1,360 円	370 円	430 円
補足給付の対象ではない方			1,445 円	855 円	915 円

③加算料金

加算内容	単位数	介護報酬
日常生活継続支援加算	36	365 円/日
看護体制加算（Ⅰ）イ	6	60 円/日
看護体制加算（Ⅱ）イ	13	131 円/日
夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	22	223 円/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12	121 円/日
若年性認知症入所者受入加算	120	1,216 円/日
常勤医師配置加算	25	253 円/日
精神科医療養指導加算	5	50 円/日
障害者生活支援体制加算（Ⅰ）	26	263 円/日
障害者生活支援体制加算（Ⅱ）	41	415 円/日
福祉施設外泊時費用（月に6日限度）	246	2,494 円/日
福祉施設初期加算（入所日から30日以内）	30	304 円/日
退所前訪問相談援助加算	460	4,664 円/回
退所後訪問相談援助加算	460	4,664 円/回
退所時相談援助加算	400	4,056 円/回
退所前連携加算	500	5,070 円/回
退所時情報提供加算	250	2,535 円/回
栄養マネジメント強化加算	11	111 円/日
経口移行加算	28	283 円/日
経口維持加算	400	4056 円/月
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90	912 円/月
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110	1115 円/月
福祉施設療養食加算	6	60 円/回
看取り介護加算（Ⅰ） 死亡日45日前～31日前	72	730 円/日
看取り介護加算 死亡日30日前～4日前	144	1,460 円/日
看取り介護加算 前々日～前日	680	12,979 円/日
看取り介護加算 当日	1,280	12,979 円/日
在宅復帰支援機能加算	10	101 円/日
在宅・入所相互利用加算	40	405 円/日
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3	30 円/日
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4	40 円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算（7日を限度）	200	2,028 円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18	182 円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	12	121 円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6	60 円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	60 円/日
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200	2028 円/月
排せつ支援加算（Ⅰ）	10	101 円/月
排せつ支援加算（Ⅱ）	15	152 円/月
排せつ支援加算（Ⅲ）	3	30 円/月

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）		10	101 円/月
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）		13	131 円/月
再入所時栄養連携加算		400	4,056 円/回
低栄養リスク改善加算		300	3,042 円/月
退所時栄養情報連携加算		70	709 円/回
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		100	1014 円/月
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		10	101 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）		10	101 円/月
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）		5	50 円/月
新興感染症等施設療養費		240	2433 円/日
協力医療機関連携加算	令和 6 年度	100	1,014 円/月
	令和 7 年度	50	507 円/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	令和 6 年 5 月まで		8.3%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ			2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算			1.6%
介護職員等処遇改善加算	令和 6 年 6 月～		14.0%
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）		40	405 円/月
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）		50	507 円/月
安全対策体制加算		20	202 円/1 回

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者が、6 日以内の入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく利用料金は、福祉施設外泊時費用から介護保険から給付される金額を差し引いた金額（1 日あたり 246 円）となります。（契約書第 19 条、第 22 条参照）

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 6 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。 利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

月に 1 回、理容師・美容師の出張によるサービスをご利用いただけます。

利用料金：1 回あたり 2,000 円

③複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1 枚につき 10 円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤受診や入退所等の送迎時に有料道路を使用した場合、有料道路代の費用は全額自己負担となります。

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月25日(土・日・祝日の場合は翌営業日)までに原則として下記の方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

金融機関口座からの自動引落し

ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行・JA きみつ・君津信用組合・千葉銀行

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、協力医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	鋸南病院 [診療科] 内科、外科、整形外科、眼科、総合外来
所在地	安房郡鋸南町保田 359

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	ひかる 歯科
所在地	富津市青木 207

5. 契約の終了

当事業所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。(契約書第14条参照)

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により閉鎖した場合
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業所から退所の申し出を行った場合 (詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの退所の申し出 (中途解約・契約解除) (契約書第15条、第16条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当事業所からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、事業所を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業所もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者のご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

(2) 事業所からの申し出により退所していただく場合 (契約解除) (契約書第17条参照)

以下の事項に該当する場合には、当事業所から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続したい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- ⑥精神疾患を含む症状等により他入所者及び事業所に対し危害を及ぼす言動が認められた場合、協力医療機関等での治療途中にもかかわらず拒否等で治療困難の場合、入所判定委員会（準備委員会も含む）にて入所生活が困難と判断された場合は契約解除をさせていただく場合があります。
- ⑦医療的な諸処遇（医療行為等）が日常的に必要な場合は高齢者福祉施設の体制上の事由から契約解除をさせていただく場合があります。

＊契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第19条参照）

当事業所に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

・検査入院等、短期入院の場合

1か月につき6日以内（連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊）の短期入院の場合は、退院後再び当事業所に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料をご負担いただきます。（1日あたり 246円）

・上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び当事業所に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に事業所の受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

・3か月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当事業所に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

（3）円滑な退所のための援助（契約書第18条参照）

ご契約者が当事業所を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

※ご契約者が退所後、在宅に戻られる場合には、その際の相談援助にかかる費用として400円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

6. 残置物引取人（契約書第21条参照）

入所契約が終了した後、当事業所に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当事業所は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引き渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

7. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤事業所及びサービス従事者は、ご契約者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、緊急やむを得ず身体拘束その他行動を制限する行為を行う場合は、事業者が別に定める「身体拘束廃止マニュアル」に規定する手続きに従って行うものとします。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

8. 苦情の受付について（契約書第23条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当者 生活相談員 佐藤健太郎
- 苦情受付責任者 法人本部長 脇坂和弘
- 受付時間 8:00～17:00
- 電話 0439-69-8400

（2）行政機関その他の苦情受付機関

富津市役所介護福祉課	所在地 富津市下飯野 2443 電話番号 0439-80-1262
国民健康保険団体連合会 介護保険課介護保険係	所在地 千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号 043-254-7409
千葉県運営適正化委員会	所在地 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター5F 電話番号 043-246-0294

（3）第三者委員

第三者委員とは、サービス利用者と施設の間に入って、問題を公平・中立な立場で円滑・円満に解決するために設けられた制度です。当施設の第三者委員は、次のとおりです。

長谷川康博 氏（長谷川法律事務所弁護士） 電話：043-221-5428

（4）福祉サービス第三者評価

直近の実施日：平成16年10月12日～平成17年1月8日

評価機関名：株式会社インタラクティブ・マネジメント・サポート

9. 事故発生時の対応について

- (1) サービス提供により事故が発生した場合、職員は速やかに対処します。職員は施設長に報告をし、指示を受けて対処します。
- (2) ご契約者のご家族に連絡をし、事故状況を報告します。
- (3) 重大な事故の場合保険者に連絡をし、事故報告書を提出します。

10. 損害補償について（契約書第11条、第12条参照）

当事業所において、事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

（損害賠償がなされない場合）

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を行いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- ①お客様（その家族も含む）が契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にそれを告げず、又は不実の告知を知ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合
- ②ご契約者（その家族も含む）がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合
- ③ご契約者の急激な体調の変化や、深夜、お一人での転倒、ベッドからの転倒事故、事業者の実施したサービスを起因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ご契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

11. 事業所利用の留意事項

当事業所のご利用にあたって、事業所に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

刃物などの危険物、ペット、騒音・異臭など共同生活上問題となる物。また、大きな家具・電化製品及び所持品の数量にも制限があります。

（2）面会

面会時間 午前8時～午後5時（原則）

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出をしてください。

※なお、来訪される場合、食品衛生上、生物の持ち込み、飲食はご相談ください。

（3）外出・外泊（契約書第22条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。なお、外泊期間中であっても、入院の場合と同様に所定の利用料金をご負担いただきます。

（4）食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書4（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

（5）施設・設備の使用上の注意（契約書第10条に参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。
但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことができません。

(6) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 金谷の里

説明者職氏名 生活相談員 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基ついて事業所から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契 約 者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元保証人 住 所 _____

氏 名 _____ 印